

令和 8 年 3 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 8 年 3 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和8年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年3月5日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時15分

2. 場 所 西川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川 さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 経憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明願について	6件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長

それでは、令和8年3月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。
本日は、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。
それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

会 長

(農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和8年3月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名人に、11番 古川 さゆり 委員、19番 相原 經憲委員を指名いたします。

今回は、議案第1号から第4号までの審議をお願いします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 2月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 事務局から報告がありましたが、皆様方からお尋ね等ございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。
この議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の畑1筆、8.41平米。申請事由、譲渡人は、施設に入所しており、耕作・管理することができない。譲受人は、農地を譲り受け、耕作・管理する。農地の価格は発生しておりません。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、163平米。申請事由、譲渡人は、高齢により耕作・管理することができない。譲受人は、申請地を耕作しており、今後も引き続き耕作・管理する。農地の価格は1筆〇〇円となっています。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の田3筆、3,974平米。申請事由、譲渡人は、市外に居住しており、耕作・管理することができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。農地の価格は発生しておりません。

申請番号4番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の畑2筆、1,015平米。申請事由、譲渡人は、県外に住んでおり、耕作・管理することができない。譲受人は自宅に近く耕作しやすい。農地の価格は、27398番1は10アール当たり〇〇円。あと一筆は10アール当たり〇〇円となっています。なお、

譲受人は〇〇市に住所がありますが、家族は〇〇町に住んでおり、週の半分は武雄市の自宅に住んでいらっしゃいます。

申請番号5番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、652平米です。申請事由、譲渡人は、管理地が多く管理が困難なため、譲ることとした。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。農地の価格は発生しておりません。

申請番号6番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田8筆4,878平米、畑2筆849平米です。申請事由、譲渡人は、高齢のため、今後、耕作・管理することができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすいということです。農地の価格は、10筆とも10アール当たり〇〇円となっております。

以上6件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この6件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。
地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 申請番号1番の案件は、苗字が違いますけども、実のご兄弟でありまして、家も譲渡されるっていうことになっておりまして、この8.41平米と狭いので、せんじゃ畑のような家の裏の畑であります。問題ないと思います。
そして2番の件は、よく考えたら高齢によって耕作管理することができないということになっていきますけれども、これは正式には管理だと思えますけれども、実際、もう譲受人が耕作しておりってなっていますが、ここはちょっと文章ちょっと誤っているんじゃないかなと思いますけれども、これも何も問題ないと思います。以上です。

会 長 他にございませんか。〇〇委員さん。

〇〇番 4番の件ですけど、譲渡人は、船に乗っておられまして、3ヶ月に1回しか帰ってこられないということです。土地が譲受人の宅地に隣接している。以前は、シルバー人材センターにも頼んで、草刈りをされてきました。仲介業者が入っておられまして、譲受人の方に打診されてからは、譲受人の方が草刈とかされておりますけれども。以上です。問題ないと思います。

会 長 他にございませんか。〇〇委員さん。

〇〇番 譲渡人の〇〇さんのご両親が健在の時は、バリバリなさっていたんですけど、亡くなられて10年以上経って、先月、家も解体されて、〇〇の方に家も建てられていらっしゃいます。家や土地のことを整理しようということで、〇〇さんをお願いされたようでした。問題ないと思いました。

会 長 他にございませんか。〇〇委員さん。

〇〇番 申請番号 6 番、〇〇さんが高齢のため、今後耕作・管理ができないということで、〇〇さんに譲られるということで、〇〇さんの家の周りですね、土地が。ただ、水が来ない所もあるようで。問題はないと思い、印鑑を押しました。

会 長 他にございませんか。

では、地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 4 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書 3 ページからになります。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による申請です。

申請番号 1 番、権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町〇〇の畑 2 筆、内 1 筆の 7486 番については分筆をされるということで、登記簿上 879 平米の内 113 平米について、宅地への進入路として整備をされることになっています。申請事由です。家の新築を計画した際、市道との接続土地がないために建て直しが出来ないことが分かったため、申請地を乗り入れ道路として利用したいということで、乗り入れ道路の他に畑 2 筆の間に里道が 5.63 平米ありまして、これについては建設課に占有申請まで出ております。工事の完了時期は令和 8 年 6 月 30 日となっております。

申請番号 2 番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町〇〇の畑 1 筆 380 平米となっております。申請事由です。実家で三世代で生活しているが、手狭になってきたため、住宅の建設を計画した。自己の所有地及び周囲の雑種地で検討したが、都合がつかず、集落に接続し、上水への接続や処理水・雨水の排水について周囲の農地への影響が少ない申請地を選定したということで、一般住宅を計画されています。農振地でございましたので、農振除外は済んでおります。工事の完了時期は許可後 4 か月後を目途に完成するとなっております。

議案書 4 ページになります。

申請番号 3 番、権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町〇〇の田 1 筆 228 平米となっております。申請事由ですが、現在居住している住宅は老朽化が著しいため、建替を計画した。現在の居宅は、敷地東側が土砂災害特別警戒区域及び崖条例に基づく建築制限がかかってしまったということで、現在の居住地プラス申請地の農地を使って一般住宅を計画されています。工事の完了時期は許可後 4 か月後を目途とされており。

申請番号 4 番、権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町〇〇の畑 1 筆 120 平米となっております。申請事由は、両親と同居することになり、自家用車が増え、駐車スペース等が手狭になったためということで、周辺の宅地はもうすでに宅地化されていて、ここにお父様の田崎弘行さんの方で、住まれておりました家があるんですけども、そこをリフォームされて、娘さん夫婦も同居されるということで伺っております。

別冊資料の 10 ページから 12 ページ。12 ページをご覧くださいますと、同時利用地、道路から一番遠い方に既存の居宅が立ってしまっていて、道路からすぐ入った所に畑になっている部分があったんですけども、ここ、実はもうすでに一部駐車場として使われている事実がありまして、この件については始末書を付けていただいていますので、議案書の方には始末書添付とは書いておりませんでした。一部始末書案件ということで処理をしています。こちらは工事完了時期は令和 8 年 4 月 30 日となっております。

農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は議案書記載の通りとなっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

1 番、〇〇委員、2 番、〇〇委員、3 番、〇〇委員、4 番、〇〇委員、お願いいたします。

1 番からお願いいたします。

〇〇番 ここに書いてあるとおりですけど、特に問題ないと思われました。

会 長 2 番、〇〇委員、お願いします。

〇〇番 畑になっていますけど、段々畑になっていまして、一番上に自宅があって、二番目に駐車場がありました。水関係とか問題ないと思います。

会 長 3番、お願いします。

〇〇番 〇〇さんの所ですが、〇〇さんと〇〇さんは親子で使用貸借権設定ということですね。同居されておられて、今の家があるんですけど、建て替えを計画したが、駐車する所がないということで、228平米の所に駐車するということです。現場を確認してきました。特に問題ないと思いましたが、判子を押したところです。

会 長 ありがとうございます。4番、お願いします。

〇〇番 貸付人と借受人は親子関係で、同居するというので、車の駐車スペースがないということでの申請で、特に問題ないと思いましたが。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）》 —————

会 長 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。
議案第3号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業

委員会の意見を聴取するものです。

別冊の1ページをご覧ください。こちらに「令和7年度第12号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規12件、22筆、46,109平米。

再設定16件、37筆、63,227.96平米となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定解除については、19ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始いたしません。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑等もないようでございますので、議案第3号の質疑をとめます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案どおり意見なしとすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、原案どおり意見なしとすることに決しました。

《議案第4号 武雄市非農地証明》

会 長 次に議案第4号 武雄市非農地証明を議題といたします。
武雄市非農地証明について、6件の証明願が提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号 武雄市非農地証明願についてご説明いたします。資料は議案書の5ページからです。

申請番号1番、土地は〇〇町の田25平米です。農地でなくなった時期及び原因ですが、平成16年から現在に至るまで宅地として利用しているということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑6筆2,107平米です。2010年頃から父が高齢のため体が動かなくなり、畑の手入れができなくなり、荒地となってい

るということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の畑 74 平米です。40 年位前より現在に至るまで、申請地が農地と知らないまま建物の敷地の一部として利用しているということで、こちらは、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑 38 平米です。農地でなくなった時期及び原因は、日当たりが悪く、何十年も耕作しておらず、宅地の一部として利用しているということで、事務処理要領の該当事項第 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の田 1 筆 26 平米、畑 6 筆 960 平米です。〇〇-8 と〇〇-2 は、昭和 48 年頃に住宅を建設する際に住宅への進入道路として整備した頃、住宅横のみの畑作となり、申請地は耕作放棄地となり、原野化しているということで、事務処理要領の該当事項の 4 号に該当すると判断いたします。その他の番地以外につきましては、昭和 48 年頃に住宅を建設する際に住宅への進入道路として整備し、利用しているということで、こちらは事務処理要領の該当事項第 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 6 番、土地は〇〇町の畑 39 平米です。昭和 55 年頃、自宅・駐車場を建築し、駐車場及び住宅地として利用しているということで、事務処理要領の該当事項第 5 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 地元委員さんの説明はないようでございますので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番 1 番、登記地目は田で現況は宅地ということで、宅地課税で納税しているということになっていますね。ということで、3 番と 4 番と 6 番は、登記簿が畑で、現況が宅地ってなっていますけれども、これは今、どういう税金を納めているんですか、分かりますかね。

ただその違いは、田から現況が宅地、畑から宅地になった場合は、ちょっとその違いで分からなくてね。田はころっとしているから分かるから、課税されたのかと。本来は現況課税だから、課税にならないといかんとじゃなか。3 番と 4 番と 6 番は、課税はどうなっているのか。わざわざ書いてあったり、書いてなかったりしてあるから。ただ気になっただけのこと。

事務局 申請書にそういうふう書いてあったので、記載しているものです。

会 長 この現況地目が公衆用道路、何か分かる説明できますか。なんか公衆用道路って今まで出てきたことないので。この公衆用道路っていうのが、5番の〇〇さんの件で出ていますね。ここが、里道とは違うのかなと思っておりましてので、ちょっと説明をお願いしたいかなと思いますので

事務局 会長の方からありましたので、簡単に、説明というか、私も以前、税務課におりました。そのときの知識をちょっと総動員して、説明をさせていただきますかなと思います。

恐らく、今回のケースでは、この〇〇さん名義の田に対して、〇〇さんご自身が、まず舗装なり砂利敷きなりをして道路として整備をされたっていうのが多分事実としてあると思うんですよ。この設置された道路を、〇〇さんご本人さんだけが使うようであれば、宅地として、課税地目の認定をするかと思うんですけども。その道路を、その周辺の方が、共同で使うような場合は、なので〇〇さんのお宅とその他の周辺のお宅の方もちょっと使わせてくれ、通らせてくれというような感じで、そういった事実があれば、不特定多数の方が使うっていうことで、公衆用道路という地目認定をすることがあるんですね。

なので、今回のケースも恐らく、これはちょっとこれかなり見にくいもので申し訳ないんですけど、この赤枠で囲ったところが、今回、非農地が出たところなんです。この道から、道路、進入路を作られているんですけども、〇〇さん宅が奥にありまして、手前の方にも別宅が、全然違う方の家があるので、少なくとも、2つの家庭で使われているということなので、公衆用道路って、多分いけるんじゃないかなと。

〇〇番 ちょっと個人だけですか。個人用道路

事務局 自分の家に行く進入路ということで、道路を拡張したっていうような形の扱いと。個人用道路は課税地目になくて。ちょっと拙い説明になりましたが。

会 長 道路に対する課税というのがあられるわけですね。

事務局 公衆用道路については、先ほど申し上げた通り、不特定多数の方などの、言うたら、登記上の名義人、〇〇さんですけども、もうみんな使っているよ、と感じになるので、公衆用道路ということなので、課税はされません。公衆用道路については課税をしないということで、非課税。

道というのも、道路法とか建築基準法とかいろいろ法律上でその道路っていうその定義があるので、一般的にその舗装されとったら道は道ですけど、その道があるから建てられるとか、また別の話になったりとかする。

〇〇番 登記簿上、公衆用道路、その所有者は誰になるの。その個人の土地で皆が使えるわけだけど。持ち主は個人。

事務局 農地台帳とかを見ていたら、結構、国土交通省とか武雄市とかの名義で登記地目が田畑なんですけど、現況地目が河川敷とか公衆用道路とか非課税地目になっているのが一杯あるんですね。収用とかあった時に、登記名義まで、公に移すとか移さないとか、多分その辺の手続きが漏れているのか分かりませんが。本来であれば、恐らくその公の方に移るのかなと。公に移らず、個人名義のまま非課税、公衆用道路とか河川敷とか。

〇〇番 結構、2人とか3人とか、共同名義とかもあるよね

事務局 はい。近所のみんなで使っていたら公衆用道路。

会 長 ありがとうございます。他にございませんか何か。
初めて聞きましたね。
他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市非農地証明6件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市非農地証明6件については、原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届》

会 長 次に報告第1号 農地等形状変更届について、1件提出されています。
この件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地等形状変更届出について、ご説明いたします。
土地は〇〇町の田1筆319平米、畑100平米、計419平米です。変更理由は、排水改善のため、嵩上げすることで、排水しやすくするという事です。変更の時期は令和8年3月10日から令和8年3月31日までを予定されています。嵩上げの高さは1.0m、土量は419立米となっております。地目は畑、田となっておりますけれども、変更後は水稻を作られる予定となっております。

以上、1件報告させていただきます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いいたします。

〇〇番 農林課さんが来られました。

会 長 よっぽど低かったんですね。1m上げるということは。

〇〇番 溜池の工事を今、しています。

会 長 地元委員の説明が終わりました。報告第1号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第1号の質疑をとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは、以上をもちまして、本日、準備されました議案・報告につきましては、全て終了しました。

これをもちまして、令和8年3月の農業委員会総会を終わります。